

## 議 案 第 6 2 号

摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件  
摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月6日提出

摂津市長 森 山 一 正

### 提案理由

学童保育室の入室資格の要件を緩和するとともに、保育料の額を改定するため、本条例を制定するものである。

### 摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例

摂津市立学童保育室条例（昭和58年摂津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第1学年から第3学年まで」を「児童」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（入室の資格の特例）

2 令和6年4月1日から規則で定める日までの間における第3条第2号の規定の適用については、同号中「児童」とあるのは、「第1学年から第3学年までの児童又は規則で定める学年の児童」とする。

別表保育料の項中「4, 500円」を「6, 000円」に、「2, 250円」を「3, 000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の摂津市立学童保育室条例別表の規定は、令和6年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。